の慎重論が提出され、直に同定河上氏が細迫氏宅を訪問したが折悪く不在の為め、更に翌四日河上氏宅に於て会見し、右翻意を行ふと共に懇談を遂げたが、その効なく細迫氏は依然として意見を撤回せず、労農党本部は常任委員会の決議に基き、意見書を出す二氏を以て、旧労党系並を共にして来た同氏を除名処分に附するの止むなきに至つたのである。

更に、大阪支部聯合会の幹部に対しては、さきにも述べた通り、小岩井、安島、服部の三君を上京せしめ、事情を詳細に聴取した上で、最後の処置をなす予定であつたが、党本部の召喚と殆ど同時に、中央委員小岩井、服部両氏及び会計監査西紋両太郎氏がその〳〵辞職、脱党届を送附して来たので、九月三日の委員会は、之に対して、小岩井、赤松、菅原、勝、河野の五氏を除名に附し、服部、西紋両氏の辞職脱党を承認することに決定した。かくして大阪府聯の解消運動は、党内に殆んど何等の動揺も起さず、案外簡単に終局したのである。

二　第二次解消問題の経過

その後、党本部では、この問題に対する徹底的な論議を重ねた結果、この際、党の発展方向を確定し、全党員が確信を持つて活動し得るやうな方針を確立するのが、何よりの急務だといふことに意見が一致したので、十月十日、十一日の両日に亘つて第四回拡大委員会を召集する手筈を定め、着々その準備を進めた。かくして、その拡大委員会には、愈々党本部から、『労農党の本質の究明並にその発展方向決定の件』や、『党組織改革に関する件』を上提することになつたので、常任委員会は、それらの議案の作製を急いだ。（拡大委員会は準備の都合で十一月一日二日に延期した。）

当時、党の機関紙『労働農民新聞』の編輯を担当してゐた河上肇氏も、党本部のこの活動には、最初から積極的に参加し、自ら、コミンタンの『植民地半植民地に於ける革命運動に関するテーゼ』を翻訳したり、『党組織改造に関する私案』を作製して機関紙に掲載したり、更にまた、細迫書記長の非階級的行動を痛撃して全党員に訴へたりなどして、熱心に党本部の活動を援助した。ところが、河上氏は、十一月十一日に至つて突如、次の如き意見を常任委員会へ持ち出すに至つた。

『自分は最近まで、労農党の発展的解消——労農党の労農同盟への発展——に関して種々熟考してきたが、最近にいたつて、それが全く不可能であることを知るに至つた。自分の党に発表した試案の如きも今から思へば徒らに大衆を瞞着するものに過ぎないと思ふから、それを即時取消し、自分の現在の意見——労農党即時解消論——を機関紙上に発表したい。もしこれが許されないならば自分は即時脱党する。』と。

ほんの数日前までは『即時解消論』を熱心に攻撃し、それを主張してゐる人々を敗北主義者として罵つてゐた河上氏が、僅々一週間程のあひだに、忽ちその意見を一変せしめるに至つたことは、たしかに、常識で